

日本図書館研究会

第52回（2010年度）研究大会

シンポジウム「次代を切りひらく図書館の挑戦」

2011年2月20日

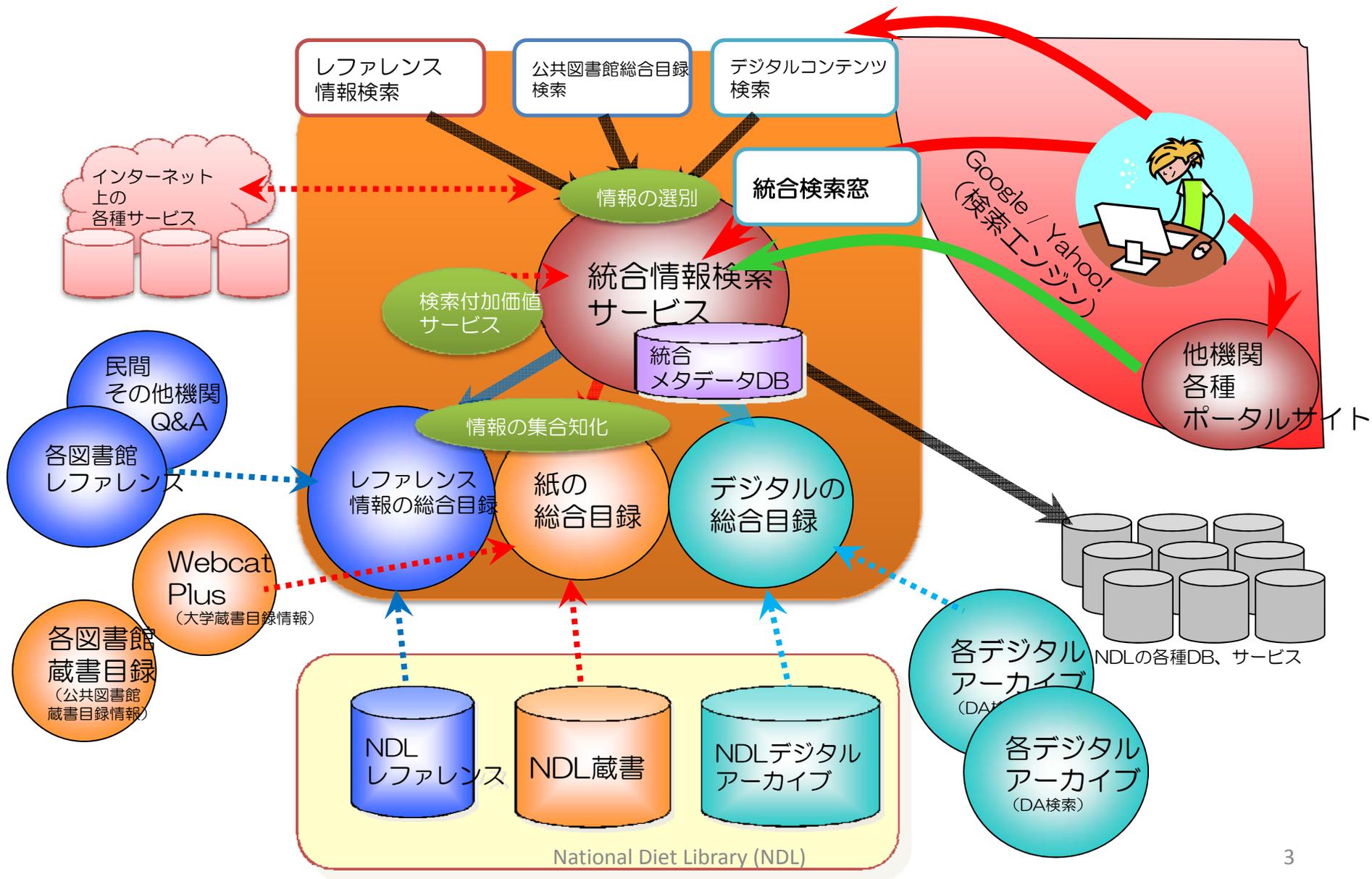
於 相愛大学

# 国立国会図書館の現状と将来

国立国会図書館長

長尾 真

# I 国立国会図書館の図書館サービス



# NDLサーチ(1)

- 所蔵機関、情報種別を問わない統合検索機能の提供  
書誌、目次及び全文テキストからの検索
- 同一著作物、同一資料をグルーピング表示
- 日中韓の国立図書館の統合検索(翻訳検索・翻訳表示)

# NDLサーチ(2)

- コンテンツの閲覧及びナビゲーションを容易にする機能の提供
- ユーザビリティを向上させた検索機能の提供
  - あいまい検索(表記ゆれ、キーワードサジェスト)
  - 絞り込み検索(ファセット検索)及び再検索機能(連想キーワード検索、シソーラス検索、キーワードレコメンド)

# 幾つかの新しいサービス

- JAPAN/MARCの主要部分は納本後2～3日でネット上に提供し、広く利用してもらえらるようにした。
- 書誌情報を一括してダウンロードできるようにした。
- リサーチ・ナビによって専門分野の資料の探索がやり易くした。

- レファレンス協同データベースは5万件になって参照されているが、大学図書館、公共図書館等のさらなる協力を得て、より充実したものにしたい。
- 総合目録データベースサービスは新システムで便利になるが、カーリルの導入によって、近くの図書館の所蔵情報も提供できるようになった。

## Ⅱ 国立国会図書館の電子図書館

# 国立国会図書館における デジタル化の現状(1)

- 国会会議録(戦後)は全て文字テキスト化し、種々の検索が可能。
- 帝国議会議録は全ての資料がデジタル画像データとして読むことができる。
- 日本法令索引で1867年以降の全ての法律、条約等が検索できる。

# 国立国会図書館における デジタル化の現状(2)

- 1867－1925年の当館所蔵のほぼ全ての  
図書の本をデジタル画像で読める。  
(約12万タイトル、17万冊)
- 当館所蔵の貴重書(和漢書、錦絵、絵図、重  
要文化財など)がカラー画像で見ることが  
できる。
- 「日本の記憶」というテーマの下に、ユニーク  
な資料の画像を見ることができる。

# 資料のデジタル化における問題

- 著作権のある図書のデジタル化は著作権者の許諾を必要とする。
- 著作権者を探し出すのに時間と費用がかかる。
- 著作権者不明の図書が多い(孤児出版物)。
- 孤児出版物は著作権者が出て来た時に著作権料を払うことにして、デジタル化できるようにするべきである。

# 著作権法改正

- 国立国会図書館における特例

国立国会図書館においては、図書資料保存の目的で許諾なく図書資料のデジタル化をすることができる(この場合のデジタル化は、利害関係者との話し合いでデジタルイメージまでであって、文字テキスト化ができないことになっている)。

# 障害者のための著作権法の改正

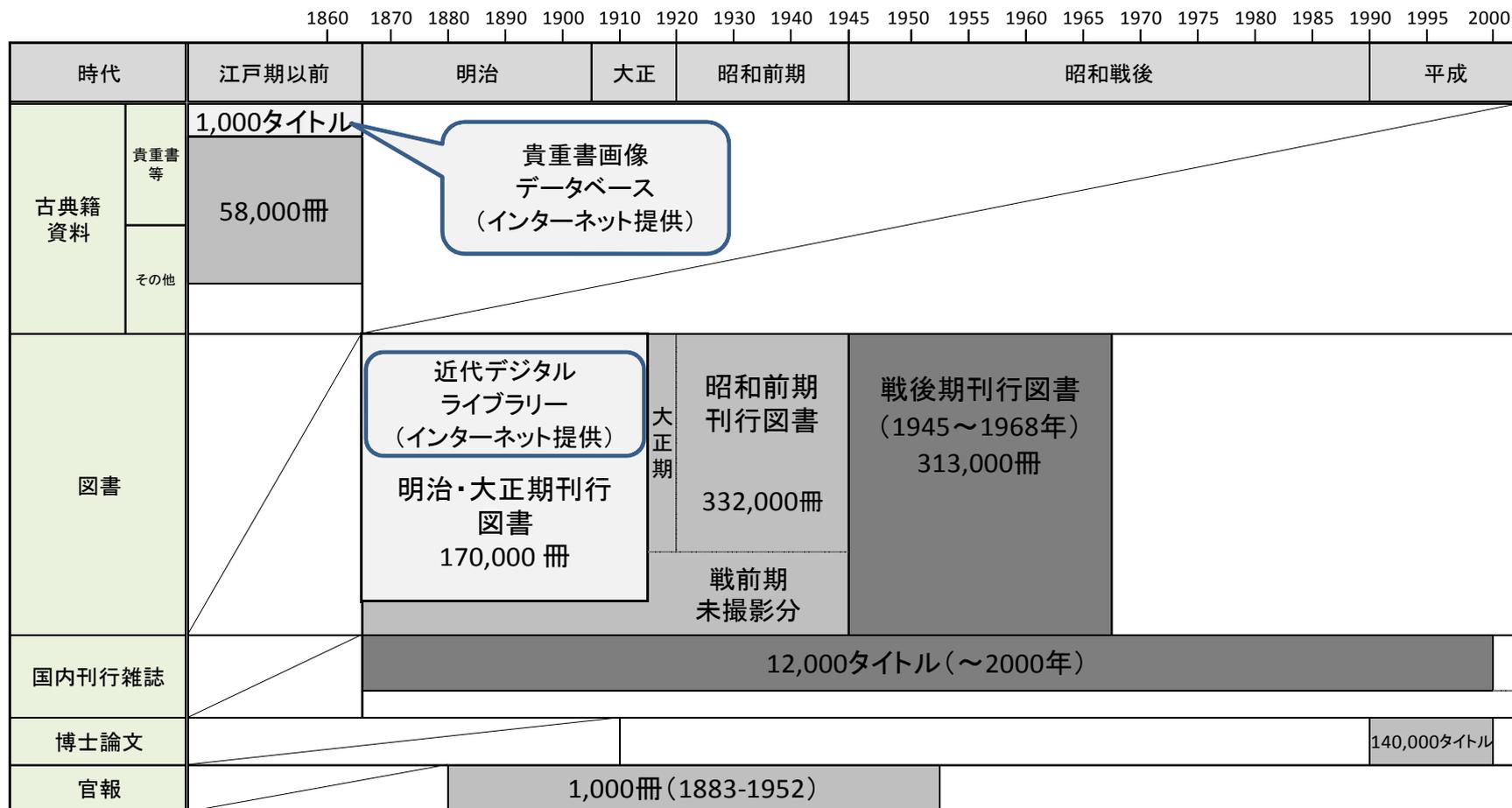
- これまでの点字図書館から、政令で定める図書館（国立国会図書館をはじめ、公共図書館等）にまで広げて図書館のデジタル化による提供が可能となる。
- 図書館間でのデータ送信、図書館から視覚障害者の方々への送信が可能となる。
- 将来、視覚障害者の範囲が発達障害者等に拡大されることが期待される。

# 新しいデジタル化計画

- 資料のデジタル化のために補正予算127億円を獲得。
- 1968年までの図書、雑誌、博士論文、官報、古典籍等約90万冊を2年間でデジタル化する予定。
- デジタル化はイメージのレベルであり、文字化は出版界の強い反対により出来ない。

- デジタル化された資料は館内の端末でのみ見ることが可能、同時に見られるのは蔵書冊数以下。
- 著作権者から許諾を得る作業も進めており、許諾の得られたものは、順次ネット上で公開してゆく。その場合、利用は自由である。

# NDLにおける電子化の現状



**国内図書の約1/5 (約89万冊) が終了見込**

- : インターネット提供中
- : インターネット提供予定 (戦前期刊行図書、博士論文は著作権処理)
- : 館内提供予定

# インターネット上の情報

- born-digital 情報の存在。
- 国の文化財として収集・保存・活用すべきもの。
- Webサイトはどんどん開設されるとともに、消えていくものも多い。
- 安定的に開設されているWebサイトも内容は常に変化している。
- これらを常に追跡して保存することが大切。

# 国立国会図書館における Webアーカイビング

- WARP (Web Archiving Project) と略称。
- 2002年から約2700サイトのWeb情報と、約2000タイトルの電子雑誌の収集を行っている。
- イベント、町村合併等、消去の可能性が高いWebサイトを優先。

# WEBサイトの収集

- ・国立国会図書館法の改正

国、地方公共団体、国公立大学、独立行政法人等のwebサイトを許諾なく収集できる。

- ・深層webで収集のできない部分については送ってもらう。

- ・収集したwebサイトの情報は、許諾を得てインターネット上に公開する。

# Ⅲ 電子書籍の配信システム

# グーグルの理想と現実

- 全世界の情報を集め、世界中の人達の利用に供する。
- 各国の著作権法を無視して本のデジタル化を進めた。
- 米国のほとんどの出版社の(電子)出版物をグーグルのデータベースから世界中に販売する。
- 世界中の出版社がそこに出版物を出すことになるだろう。世界最大の書店が出現する。

# 我々のなすべきこと

- 自国の知的資産は自国で守り、積極的に発信する。
- これは永続性が最も大切であり、公的機関がなすべきものである。
- フランスはグーグルに対抗して、フランスの文化財のデジタル化にぼう大な予算を投入すると表明。
- ドイツ連邦政府もドイツデジタル図書館設立のために基金を拠出すると共に、その後年間の維持費を継続して出すと表明。

# 電子納本の大切さ

- 出版物を中心とする日本の文化創造活動は収集、保存され、新しい創造のために利用されるべきである。
- 日本の出版物は納本制度により国立国会図書館で収集され、利用に供されている。
- 電子出版物についても電子納本、保存され、利用に供されるべきである。

# 文字テキスト化に対する危惧

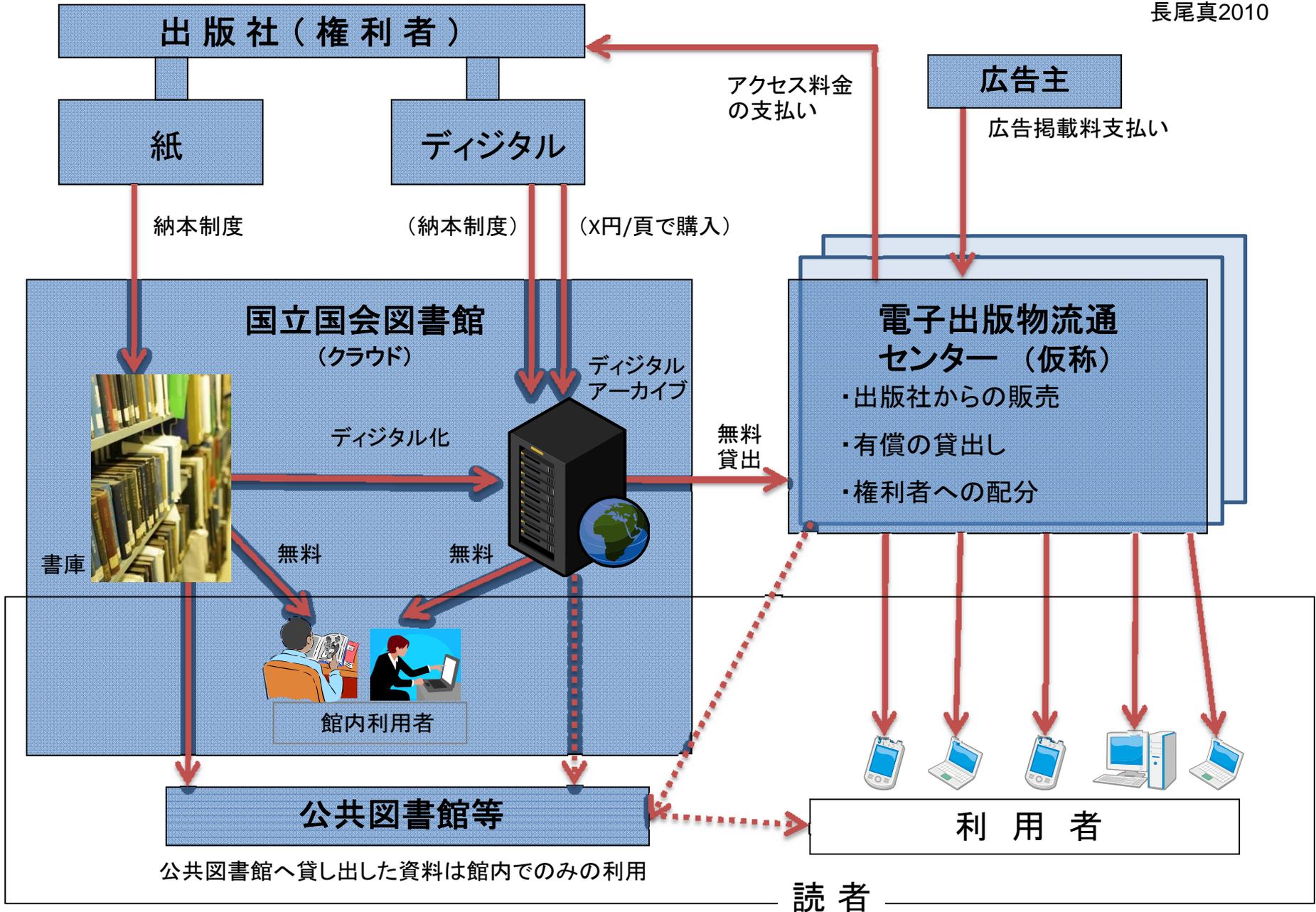
- テキストを頁のイメージでなく文字テキストにすると、全文検索、加工が自由になされ、また不特定多数に流れてゆく可能性が高い。
- 出版界はこれを非常に危険視し、国立国会図書館における画像テキストの文字化には反対している。

# 出版界の危惧を解消するために

- 図書館で出版物が文字テキスト化され、自由に貸出されるようにするためには、これによって出版社と著者の収入が減らない工夫が必要である。
- デジタル書籍の流通システムを工夫して出版社、著者等の権利者に応分の収入が得られるようにする必要がある。

# デジタル時代の図書館と出版社・読者

長尾真2010



# Japan Book Search —ありうる姿—

- 国立国会図書館には全ての(オンライン)出版物が集まり、保存され、後世の人達の利用に供せられるようになる必要がある。
- 国立国会図書館にアクセスすれば日本中の(電子)出版物の所在が分かるようにする。
- 検索結果の資料が国立国会図書館のデジタルアーカイブにあれば、アクセス料を出版社に支払って借りられるようにする。

# 電子出版物の販売

- グーグルは出版社から電子出版物を受け入れ、出版社の定める値段で販売を代行する。
- グーグルのデータベースには世界中の出版物が集中し、世界最大の書店となるだろう。
- 日本でこの役割りを果たせる企業はない。

- 国立国会図書館のデジタルアーカイブを利用することが考えられる。
- 電子出版物を買う人は、国立国会図書館のデジタルアーカイブから買って、料金は出版社へ支払う。
- こうすれば各出版社がデジタルアーカイブを維持する必要がなくなる。

# IV 電子書籍と読書端末

# 読書端末装置

- Kindle、Reader、Nook、iPad、ガラパゴスなど、携帯型の電子読書器が普及しはじめた。
- 近い将来もっと便利なものが出てくる。
- 日本での普及のキーポイントは新聞が読めることであろう。
- これからの若い人にとっては電子新聞・雑誌・書籍が一般的なものとなるだろう。
- 電子教科書・問題集などが広がるだろう。

# これからの電子書籍の世界

- 電子読書端末は文字のほかに音や映像が扱えるマルチメディア端末である。
- 紙の本では表現できないことが表現できる。
- 電子書籍は文字だけでなく図、表、音、動画画像などマルチメディアの著作物となってゆくだろう。

- 読者が端末表示画面に指やペン、音声などによって意図を伝達することができるようになる。
- したがって読者と電子書籍との間で対話の関係が生じる。
- 端末装置はネットにつながっているから、読者は他の読者と共同で読書をしたり、著者などと対話できることになり、著作活動、読書活動に新しい世界が開かれる。

# 電子読書端末の特徴

時代	内容	媒体	道具・手段	量	形	特徴
古代	文章	石板、粘土板	のみ、へら	1枚	板	1～2次元 表現
↓ <グーテンベルグ> ↓	文章 図	竹簡、木簡、パピルス、羊皮紙	筆と墨 筆写	1組	巻物	
			版木	多数冊		
	文章、図、写真	紙	活字印刷	ぼう大な冊数	本 (目次、索引)	
デジタル時代 (フェーズ1)	文章、図、写真 音、動画像、 <u>イメージ</u>	電子読書端末	キーボード スキャナー 電子表示	任意冊数	電子読書端末に ぼう大な数の本 が入れられる 任意の本の欲しい部分を取り出せる 検索機能	3～4次元 表現
デジタル時代 (フェーズ2)		著者と読者の間のやりとりの出来る機能をもった電子読書端末	電子ペンや音声による入力機能			

# 電子書籍革命

- ゲーテンベルグ革命は印刷術における革命であった。
- 電子書籍の革命はコンテンツ表示の革命であるだけでなく、人間の表現できる内容が文字・図形・写真から、音や映像などの多次元世界に拡大されたこと、また読者が反応することが出来ることになり、全く新しい世界が展開される大きな影響力のある革命である。

# 電子出版物流通プラットフォーム

- 電子出版物を流通させるためのプラットフォームとして、日本では電子読書端末製造企業と出版社、大手の印刷会社と出版社・出版物取次企業などの組合せで作ってゆく話が進んでいる。

# 国立国会図書館の利用の可能性

- 国立国会図書館は過去から現在までの全ての出版物の電子版を持つ(書籍のデジタル化、電子納本などで)ことになるので、出版社はこれを利用して電子書籍販売をすることが考えられる。
- すなわち国立国会図書館の電子図書館が電子出版物の流通プラットフォームとなる可能性がある。

# V 知識社会

# IT時代に望まれる著作権法

- 万人が読者であり、著作者である時代であるから、著作物の相互利用を促進すべきである。
- 文化庁長官の裁定手続きを簡単にする。
- 著作権者データベースを作り、これに登録していない著作者の作品は孤児出版物とみなし、裁定手続きがをす。
- フェアユース規定の導入による利用の活性化
- 許諾権から報酬請求権へ、さらに名誉権へ。

# 知識社会の時代

- 物の時代から情報の時代へ
- 量から質の時代へ
- 知識が富を生み出す
- 製造から、設計、世界標準、知的所有権へ

# 知的活動に集中する

- 地球環境、エネルギー、資源、廃棄物、人口減少などの問題を抱える中で、日本が生産性を上げ、世界のトップグループに残るためには知的労働に集中することが必要。
- 情報価値、知識付加価値の高いものに集中すること(企画、設計、先端技術、知識産業、情報産業、コンテンツ産業、メディア産業、芸術、など)。
- そのために情報の網羅的収集が必要。

# 知識インフラの必要性

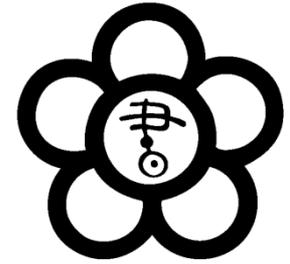
- 知識の拡大再生産のためには、知識の創造と集積・流通・活用のサイクルの構築が必要。
- 課題解決型の研究には様々な学問分野がかかわるシステムのアプローチが必要。
- 課題を設定するためには、その課題についてこれまでどのような研究がなされて来たか、何が未解決か、イノベーションをおこせる可能性があるか、社会に対するインパクトはどうなりそうか等を調べねばならない。

# 知の共有化

- 多くの分野がかかわるシステムの課題の場合、理工系の研究者だけでなく、政策立案者、人文社会系の研究者や市民もが調査してアセスメントができる環境を作る必要がある。
- あらゆる学問の成果は当然のこと、企業社会、人間社会、自然社会等の知識・情報を収集整理し、自由に利用できるようにしなければならない。

# 現代の巨大な百科全書

- 知識インフラを作るとともに、これを連想機能によってリンクし、人間の頭脳における知識の構造に近づけてゆく。
- この知識システムは一種の百科辞典とみることができ、情報検索から事実検索が実現できるようになるだろう。



知識はわれらを豊かにする

Through knowledge we prosper